

# 松浦市 産後ケア事業



心身ともに不安定になりやすい出産後1年未満までの産婦や乳児に対して、安心して子育てができるよう心身のケアや育児支援を行います。

「出産後自宅に帰っても手伝ってくれる人がいなくて心配」「授乳がうまくいかない」「赤ちゃんのお世話の仕方が不安」「お産と育児で身体的・精神的に疲れている」「おっぱいが詰まって痛い」など不安や心身の不調を抱えている人は、ぜひご相談ください。

## <産後ケアの内容>

種別	①宿泊型(ホステル)	②デイサービス型(デイサービス)		③アウトリーチ型(訪問ケア)
内容	1泊20時間まで	1日3時間まで	1日7時間まで	1回2時間まで
	産婦人科医院に宿泊	産婦人科医院等に通所		自宅に助産師が訪問
利用回数	1泊2日を2回または2泊3日を1回	3回以内		3回以内
利用者負担金(税込み)	各施設が定める利用料から11,138円を除いた額	1,100円	2,200円	900円
備考	食事代・衣類の洗濯代・賃借料・ミルク代・おむつ代は実費負担			駐車場の確保が必要
実施機関	裏面をご覧ください			

・多胎児の場合、②デイサービス型と③アウトリーチ型の利用者負担金の増額はありません。

①宿泊型の利用者負担金につきましては、子育て・こども課にお問い合わせください。

・利用者負担金は、利用時に事業所(者)へ直接お支払いください。

・利用者が市町村民税非課税世帯・生活保護世帯に属する場合には、市が定める利用者負担金は無料となります。転入者で該当される方は課税証明書\*が必要となる場合があります。

・食事代、衣類の洗濯代、賃借料、ミルク代、おむつ代は市町村民税非課税・生活保護世帯の方も実費負担となります。

\*申請が4月～6月の場合は前年度、それ以外は当該年度の非課税証明書が必要です。

## 申込み・連絡先

「松浦市産後ケア事業利用申請書兼同意書」(注1)を記入し、子育て・こども課に申し込みください。

(注1)子育て・こども課窓口もしくはホームページでダウンロードしてご使用ください。

## 利用までの流れ

①利用申請→②決定通知が届く→③利用したい実施機関へ直接予約→④利用し、負担金を支払う

松浦市役所 子育て・こども課 子育て支援係 Tel0956-72-1111 (内線197)

